

徳島県告示第三百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定により、施術機関として、次のとおり指定した。

令和六年七月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

三屋田 健介	施術者の氏名	みやた接骨院	施術所の名称	四二一 阿南市羽ノ浦町中庄蔵ノホケ	施術所の所在地	一日	令和六年四月 指定年月日
--------	--------	--------	--------	----------------------	---------	----	-----------------